

研究活動上の不正防止計画

青森県立保健大学（以下「本学」という。）において、研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合に厳正かつ適切に対応するため、公立大学法人青森県立保健大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程（以下「不正行為防止規程」という。）第9条の規定に基づき、不正防止計画を策定する。

1 不正防止計画の推進について

不正行為防止規程第9条に基づく不正防止計画の推進は、研究開発科委員会において実施する。

2 行動規範、規程等の学内周知について

科学者の研究活動を推進するための青森県立保健大学科学者等行動規範、公立大学法人青森県立保健大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程等並びに本計画の内容については、本学のホームページ等に掲載し、全職員（非常勤職員、アルバイトを含む。）に周知する。

3 不正防止に向けた具体的な取り組みについて

不正を発生させる要因を本学全体に起因するもの及び科学者個人の問題、責任に係るもの並びに本学の問題、責任に係るものとは分類した上で、具体的な不正防止運用ガイドラインを策定する。

4 研究活動に係る不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）の防止に関する取組

- (1) 研究データの一定期間の保存
- (2) 試料・情報の提供に関する記録
- (3) 研究倫理教育の実施
- (4) 研究倫理についての国内外における情報の収集及び周知

5 研究費の不正防止に関する取組

- (1) 研究費の使用ルール等に係る相談窓口の設置
- (2) コンプライアンス教育の実施及び受講状況の管理・監督
- (3) 本学と雇用関係を有する職員等からの誓約書の徴収
- (4) 物品購入に係るルールの明確化
- (5) 文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金で購入した消耗品（10万円未満、換金性の高いものに限る）の管理
- (6) 取引業者（研究費に係る取引に限る）からの誓約書の徴収
- (7) 学生等に支給する賃金及び謝金等に関する体制の整備
- (8) 旅費の支給に関する体制の整備
- (9) 不正行為を早期発見し是正するための体制の整備
- (10) 外部への公表
- (11) 研究費の運営及び管理並びに研究活動上の不正行為の防止等に関する監査の実施

附 則

この計画は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この計画は、平成29年7月12日から施行する。